

岐 阜 県 公 報

第 三 千 三 十 五 号
平 成 三 十 一 年 三 月 二 十 九 日

(金 曜 日)

目 次

告 示

保安林の解除の申請の取下げ

保安林に指定する予定である旨の通知

道路の区域変更

道路の供用開始

洪水浸水想定区域の指定

都市計画下水道事業の変更認可（公共下水道）

保安林に指定する予定

監査委員告示

行政監査の結果に関する報告の公表

定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表

行政監査の結果に基づいて講じた措置の公表

公 示

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良区役員の退任

落札者等に関する公示

正 誤

目次中訂正

(法務・情報公開課) 二〇六

(治 山 課) 一八一

(同) 一八一

(道路維持課) 一八三

(同) 一八四

(河 川 課) 一八五

(下 水 道 課) 一八六

(恵那農林事務所) 一八六

(監 査 委 員) 一八七

(同) 一九六

(同) 二〇四

(農地整備課) 二〇五

(西濃農林事務所) 二〇五

(会 計 課) 二〇五

(法務・情報公開課) 二〇六

告 示

岐阜県告示第百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十七条第一項の規定による保安林の解除の申請について、申請者から申請書の取下げがあったので、解除予定保安林とする旨の通知に関する告示（昭和五十六年岐阜県告示第二百七十号）は、廃止する。

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市和良町土京字岩榎一七九の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

不破郡関ヶ原町大字今須字宮ノ上四〇二八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関ヶ原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町坂内坂本字白川六〇二の三、六〇二の五、六一一の三、六一一の四の二、六一一の四の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

可児郡御嵩町小原字ラシヤ洞五六二三の一、五六二四の一、五六二四の二、字長坂五六二八、五六二九の一、五六二九の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
県道	清高見山線	高山市清見町櫛谷字竜ヶ谷一五番二九地先地内		後	前	別前変区 後更更域	員敷 員敷	ル(メ ル)ート	延 長	ル(メ ル)ート	備 考		
				一四・一〇	一三・四一 一九・一〇				二六・八				

岐阜県告示第百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
県道	清高見山線	高山市清見町櫛谷字竜ヶ谷一五番三四地先から		後	前	別前変区 後更更域	員敷 員敷	ル(メ ル)ート	延 長	ル(メ ル)ート	備 考		
		同市同町同字竜ヶ谷一四番一地先まで		一四・八 一四・二	一三・二 一五・九				一七・九				

岐阜県告示第百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
道の種類	路線名	区 間	別前変区 後更更域	員敷 員敷	延 長	備 考							

なお、その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示年月日ほか)
一般国道	三百六十号	恵那市明智町吉良見字矢伏二〇四番六地先から 〇九番二地先まで	四六・一	平成三〇・三・二五	平成三〇・三・二四

岐阜県告示第二百四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示年月日ほか)
県道	武並線 多治見	土岐市土岐津町土岐口字堤下二〇〇番四地先から 同市同町同字本郷一九五六番一六地先まで	一六・一	平成三〇・三・二五	平成三〇・三・二四

岐阜県告示第二百五号

水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十四条第一項の規定により木曾川水系杭瀬川に係る洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により告示する。

なお、当該事項を表示した図面は、岐阜県土木整備部河川課、岐阜県岐阜土木事務所、岐阜県大垣土木事務所及び岐阜県揖斐土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

木曾川水系杭瀬川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深に関する告示(平成二十年岐阜県告示第五百三十五号)は、廃止する。

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第二百六号

水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十四条第一項の規定により木曾川水系相川に係る洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により告示する。

なお、当該事項を表示した図面は、岐阜県土木整備部河川課及び岐阜県大垣土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

木曾川水系相川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深に関する告示(平成二十年岐阜県告示第五百三十六号)は、廃止する。

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第二百七号

水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十四条第一項の規定により木曾川水系大谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により告示する。

なお、当該事項を表示した図面は、岐阜県土木整備部河川課及び岐阜県大垣土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

木曾川水系大谷川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深に関する告示(平成二十年岐阜県告示第五百三十八号)は、廃止する。

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第二百八号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により木曾川水系泥川に係る洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により告示する。

なお、当該事項を表示した図面は、岐阜県土木整備部河川課及び岐阜県大垣土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

木曾川水系泥川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深に関する告示(平成二十年岐阜県告示第五百三十七号)は、廃止する。

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第二百九号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により木曾川水系牧田川に係る洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により告示する。

なお、当該事項を表示した図面は、岐阜県土木整備部河川課及び岐阜県大垣土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

木曾川水系牧田川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深に関する告示(平成十七年岐阜県告示第七百三十五号)は、廃止する。

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第二百十号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により木曾川水系津

屋川に係る洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により告示する。

なお、当該事項を表示した図面は、岐阜県土木整備部河川課及び岐阜県大垣土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

木曾川水系津屋川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深に関する告示(平成二十年岐阜県告示第五百三十四号)は、廃止する。

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第二百十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により各務原都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 施行者の名称

各務原市

二 都市計画事業の種類及び名称

各務原都市計画下水道事業 各務原市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十七年十一月十二日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第二百十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示

する。

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市川上字上平一八七五の一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を岐阜県恵那農林事務所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第二項の規定により平成三十一年度（令和二年）に執行した行政監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成三十一年三月二十九日

岐阜県監査委員 山 本 勝 敏
岐阜県監査委員 太 田 維 久

岐阜県監査委員 山 本 泉
岐阜県監査委員 藤 良 寛
岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

平成 3 0 年 度
行政 監 査 結 果 報 告 書

子 ども 相 談 セ ン タ ー に お け る 相 談 対 応 体 制 に つ い て

平 成 3 1 年 3 月
岐 阜 県 監 査 委 員

平 成 3 0 年 度 行 政 監 査 結 果 報 告 書 目 次

第 1	監 査 の 種 類	1
第 2	監 査 の 対 象	1
第 3	監 査 の 評 価 項 目 及 び 実 施 内 容	2
第 4	監 査 の 実 施 場 所 及 び 日 程	2
第 5	監 査 の 結 果	3
	1 人 員 体 制 に つ い て	
(1)	職 員 の 配 置 状 況 等	3
(2)	時 間 外 勤 務 の 状 況	6
(3)	夜 間 ・ 休 日 の 対 応	6
(4)	児 童 の 一 時 保 護 の 対 応	7
(5)	非 常 勤 専 門 職 の 人 材 確 保	8
(6)	児 童 福 祉 司 等 の 人 材 育 成	8
(7)	外 部 人 材 の 活 用	8
	【 監 査 意 見 】	9
	2 施 設 ・ 設 備 に つ い て	
(8)	公 用 車 な ど の 充 実	10
(9)	施 設 の 整 備	10
	【 監 査 意 見 】	10
	3 業 務 の あり 方 に つ い て	
(10)	電 話 に よ る 専 用 相 談 窓 口	11
(11)	保 護 児 童 の 移 送	11
(12)	情 報 管 理 の 一 元 化	12
(13)	関 係 機 関 と の 連 携	12
	【 監 査 意 見 】	12
	4 お さ び	13
	< 参 考 資 料 > 岐 阜 県 の 児 童 相 談 所 の 概 要	14

第 1 監査の種類

地方自治法(昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号)第 199 条第 2 項に基づく行政監査

【行政監査とは】地方自治法第 199 条第 2 項により、監査委員は必要があると認めるときは普通地方公共団体の一般行政事務についても、いわゆる行政監査を行うことができる。本県では、複数の機関に共通する事務の中から横断的に検証する必要があると判断した事務についてテーマを設定し、当該事務の執行が法令の定めるところに従って適正に行われているか、組織及び運営が合理的かつ効率的に行われているか等を主眼に、定期監査とは別に「行政監査」を実施している。

第 2 監査の対象

- 1 テーマ 「子ども相談センターにおける相談対応体制について」

2 監査の対象とした目的

全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は 13 万件(平成 29 年度)を超え、5 年前と比べて約 2 倍と急増している。重篤な児童虐待事件が後を絶たず、虐待により年間 80 人前後の児童の尊い命が失われ、深刻な社会問題となっている。このような中、国においては、東京都目黒区で平成 30 年 3 月に発生した痛ましい児童虐待死事件を受け、6 月に児童虐待防止対策に関する関係協議が開催され、7 月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が取りまとめられるとともに、12 月に児童相談所の体制強化等を盛り込んだ「児童虐待防止対策体制強化プラン」(以下「新強化プラン」という。)が策定された。

さらに、千葉県野田市で平成 31 年 1 月に発生した児童虐待死事件を受けて、児童相談所や公立小中学校等に対して 1 か月以内に子どももの緊急安全確認を求めるなど、緊急総合対策の更なる徹底・強化に取り組みととされたところである。

本県では、児童虐待相談対応件数が過去最多(平成 29 年度 1,095 件)を数える中、本県の児童虐待相談対応の中核を担う中央子ども相談センターが平成 30 年 11 月に新築移転により拡充整備されたところである。このような状況に鑑み、本県において同様の事件が発生しないよう、また、児童や保護者に寄り添った支援のさらなる充実につなげていくことができるよう、相談対応業務に昼夜を問わず奮励努力している各子ども相談センターの執務環境づくりに資することを主眼に監査を行った。

3 監査対象機関

監査対象機関の選定にあたっては、県民生活の安全・安心に関わる相談窓口を所管する県機関(計 53 所属)に対して、相談対応体制に係る課題の有無について、ヒアリング又は書面アンケートを行い、社会的関心の高まり等も踏まえ、子ども相談センターを対象に監査委員による検証が必要と判断した。

対象機関名	所在等	本庁における主務課
中央子ども相談センター (単独庁舎)	岐阜市鷹山向井 2563-79 (単独庁舎) ※一時保護所を運営	健康福祉部 子ども・女性局 子ども家庭課
西濃子ども相談センター (単独庁舎)	大垣市禾森町 5-1458-10 (単独庁舎)	
中濃子ども相談センター	美濃加茂市古井町下古井 2610-1 可茂総合庁舎 5 階	
東濃子ども相談センター	多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎敷地内の単独棟	
飛騨子ども相談センター	高山市千島町 35-2 (単独庁舎) ※一時保護所を運営	

第 3 監査の評価項目及び実施内容

監査にあたっては、主に次の 3 つの着眼点をもって、監査対象機関の相談対応業務に関する「人員体制」、「施設・設備」及び「業務のあり方」について、書面又は実施による調査を行い、個別的又は横断的な検証に努めた。

- 【着眼点 1】職員が専門性を生かして活躍できる環境が整っているか
- 【着眼点 2】相談対応業務をより効率化できる余地はないか
- 【着眼点 3】職員の負担をより軽減できる余地はないか

第 4 監査の実施場所及び日程

- 1 第一次予備監査(監査委員事務局による書面調査)
監査委員事務局 平成 30 年 10 月 10 日～同月 29 日
- 2 第二次予備監査(監査委員事務局による実地調査)
西濃子ども相談センター 平成 30 年 11 月 14 日
中濃子ども相談センター 同年 11 月 22 日
東濃子ども相談センター 同年 12 月 3 日
飛騨子ども相談センター 同年 12 月 12 日
中央子ども相談センター 同年 12 月 21 日
- 3 本監査(監査委員による書面監査)
監査室 平成 31 年 3 月 4 日

第 5 監 査 の 結 果

子ども相談センターにおける相談対応体制について、監査を行ったところ、以下のとおりであった。

1 人 員 体 制 に つ い て

(1) 職員の配置状況等

<現状又は課題>

① 子ども相談センターでは、児童の養護、障害、育成などに関する様々な相談に対応しており、平成 29 年度の本県の相談対応件数は表 1 のとおりである。

障害及び養護に関する相談対応件数が多く、相談対応件数が最も多い「障害」については療育手帳の交付等に係る判定業務が、これに次ぐ「養護」については児童虐待への対応業務が主となっている。

【表 1】種類別の相談対応件数 (厚生労働省の「福祉行政報告例」より)

H29 年度	養護	障害	非行	育成	保健	その他	合計
岐阜県	1,626	3,467	174	645	3	124	6,039
全 国	195,786	185,032	14,110	43,446	1,842	26,664	466,880

(単位：件数)

② 児童虐待に係る相談対応件数については、年々増加傾向にあり、二十年前と比べて約 20 倍に、十年前と比べても約 2 倍と急増し、相談対応事案の複雑化・長期化の傾向も見受けられる。

平成 29 年度の児童虐待相談対応件数は 1,095 件となっており、内訳としては心理的虐待が最も多く、次いで身体的虐待、保護の怠慢・拒否が多くなっている。

なお、平成 29 年度における岐阜県の児童虐待に関する相談対応件数は全国で多い方から 26 番目となっている。

【表 2】児童虐待に関する相談対応件数 (子ども家庭課資料等より)

(単位：件数)

時期	(二十年前) H9 年度	(十年前) H19 年度	(五年前) H24 年度	(昨年度) H29 年度
岐阜県	58	530	725	1,095
全 国	5,352	40,639	66,701	※133,778

(※) 厚生労働省による速報値

平成 29 年度の児童虐待相談対応件数の内訳

(単位：件数)

H29 年度	心理的虐待	身体的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	性的虐待	合計
岐阜県	466	402	208	19	1,095

③ 子ども相談センターには、児童福祉司、児童心理司等の職種が配置されているが、児童福祉司については児童福祉法施行令 (昭和 23 年 3 月 31 日号外政令第 74 号) に配置人数の基準が、児童心理司や保健師などについては児童相談所運営指針 (平成 2 年 3 月 5 日付け児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知) に配置人数の基準が定められている。

具体的な配置人数の定めは表 3、職種ごとの主な役割は表 4 のとおり。

【表 3】配置人数の定め

根拠	職種	配置の基準又は標準
児童福祉法 施行令	児童福祉司	①児童相談所管轄区域人口 4 万人に 1 人以上の配置を基本とする。 ②全国平均より虐待相談対応の発生件数が多い場合には業務量に応じて上乗せ配置。 ※①については経過措置が設けられ、平成 30 年度までは人口 5 万人に 1 人以上の配置を基本とする。 ※人口は直近の国勢調査の数値による。
児童相談所 運営指針	児童心理司 医師又は 保健師	児童福祉司 2 人につき 1 人以上の配置を標準とする。 各児童相談所に 1 人以上配置すること。

【表 4】職種ごとの主な役割

児童福祉司	児童や保護者等からの児童の福祉に関する相談に応じて必要な支援・指導等を行う。
児童心理司	虐待等により心に傷を負った児童や保護者等への心理診断、カウンセリング、助言指導等を行う。
医師	診察、医学的検査等による児童の診断等を行う。
保健師	児童の健康・発達面に関する支援や家族に対する在宅支援等を行う。

④ 子ども相談センター別に見る児童福祉司等の現員数と上記③の「配置の基準又は標準」に基づき試算した配置すべき人数 (以下「基準人数」という。) を比較すると表 5 のとおり。

なお、児童福祉司については、子ども相談センターを所管する子ども家庭課によれば、平成 30 年度までに達成すべき法定基準 (児童相談所管轄区域人口 5 万人に児童福祉司 1 人以上) を本県は達成しているとしているが、児童心理司については、児童相談所運営指針で児童福祉司 2 人につき 1 人以上配置することが標準として定められているところ、中央子ども相談センターを除き現員数が基準人数に達していない。

【表5】現員数と基準人数との比較

子ども相談センター	中央		西濃		中濃		東濃		飛騨		合計	
	現員	基準人数	現員	基準人数	現員	基準人数	現員	基準人数	現員	基準人数		
児童福祉司	18	16	8	8	8	8	7	4	3	46	42	
児童心理司	8	8	2	4	2	4	3	4	1	2	16	22
医師	2	2	2	2	2	2	2	2	2	10	10	
保健師	0	1	0	1	0	1	1	1	1	0	5	

(※)「現員」は、監査委員事務局の調べによる平成30年9月1日現在の人数(休業中の職員を含みます)。
(※)医師の「現員」は、いずれも非常勤職員(特別職)が配置されている。

⑤ 平成30年7月20日に開催された国の児童虐待防止対策に関する関係会議において「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が決定され、これに基づき政府は平成30年12月18日に新強化プランを策定し、児童福祉司、児童心理司、保健師等について増員の目標が示されたところである。

新強化プランに基づく配置目標は表6のとおり。

【表6】新強化プランに基づく配置目標

職種	配置目標
児童福祉司	2022年度まで 児童相談所管轄区域人口3万人に1人以上配置
児童心理司	2024年度まで 児童福祉司2人につき1人配置(※)
保健師	2020年度まで 各児童相談所に配置

(※)新強化プランでは、児童心理司に関し、これまで法令上に定めがなかった配置人数に関する基準について「法令上に規定することを検討する」としている。

⑥ 児童福祉司等について、上記③及び⑤に基づき試算した子ども相談センター別の配置すべき目標人数並びにこれを達成すべきとした目標時期は表7のとおり。

【表7】配置に関する目標人数と目標達成時期

職種	中央			西濃			中濃		
	現員	目標人数	目標達成時期	現員	目標人数	目標達成時期	現員	目標人数	目標達成時期
児童福祉司	18	20	27	8	10	13	8	10	13
児童心理司	8	8	14	2	2	7	2	2	7
保健師	0	1	1	0	1	1	0	1	1

職種	東濃			飛騨			県全体		
	現員	目標人数	目標達成時期	現員	目標人数	目標達成時期	現員	目標人数	目標達成時期
児童福祉司	8	9	12	4	4	5	46	53	70
児童心理司	3	3	6	1	1	3	16	16	37
保健師	0	1	1	0	1	1	0	5	

(※)「現員」は表5と同じ。
(※)児童福祉司の「目標人数」は、平成27年国勢調査人口を用いて試算したもの。

(2) 時間外勤務の状況

< 現況又は課題 >

① 子ども相談センター全体の時間外勤務の近況は表8のとおり。

【表8】時間外勤務の近況

子ども相談センターにおける職員一人当たりの時間外勤務時間の平均	増加(率)		
	H28年度	H29年度	増減(率)
全子ども相談センターの平均	22.1h	23.3h	+1.2h (+5.4%)
岐阜県庁全体の平均	13.4h	12.6h	▲0.8h (▲6.0%)

(※) 時間外勤務手当の支給実績がある人数ではなく、支給対象となり得る人数で計算。

② 子ども相談センターの職員一人当たりの時間外勤務時間の月平均は、岐阜県庁全体と比べて、平成28年度は約1.6倍、平成29年度は約1.8倍と高くなっている。

③ 子ども相談センターの職員別の時間外勤務状況を見ると、月80時間を超える職員や年600時間を超える職員をはじめ、子ども相談センターの全てに労働基準法(昭和22年4月7日法律第49号)第36条の適用があるものではないが、同法に定めるところの時間外労働時間の上限(月45時間・年360時間)を一つの目安とすれば、この水準を超える時間外勤務が常態化しつつある職員が多く見受けられる。一方、育児など家庭の事情等により時間外勤務が少ない職員も散見される。

④ 労務管理の見直し等により、時間外勤務縮減に取り組んではいるが、子ども相談センターに求められている今日的な行政ニーズに添えていくためには、慢性的な人員不足を克服しない限り、縮減対策には限界がある。

(3) 夜間・休日の対応

< 現況又は課題 >

① 児童虐待に関する様々な通報電話は、家族や近隣住民からは主に「児童相談所全国共通ダイヤル189」等を介して、年間を通じて昼夜を問わず各子ども相談センターに入る。夜間・休日に通報が入った場合は事前に登録してある公用携帯電話機に連絡が入るようになっているため、課長等2〜4名が輪番制により公用携帯電話機を携行し、通報電話を受電した際は、対応方針を判断、自宅待機している当番職員に対して現地対応を指示するなど、迅速な初動対応に努めている。

② 複数の緊急事案が重なった場合、困難事案の場合、あるいは出産や育児など子育て世代の女性職員が多いゆえに家庭の事情等によ

つては、所長や担当課長が自ら現地対応に赴く場合もある。

③ 土日昼夜を問わない緊急電話に備え、情報が少ない相手や少人数で臨むしなければならない場合や非協力的な保護者からいわれなき誹謗、中傷又は脅迫を受ける場合もあり、職員によっては身体的又は精神的なストレスが大きい。

④ 子ども相談センターでは、夜間及び休日の緊急的な児童虐待通報に備え、職員が当番制で自宅待機の体制をとっている。

平成31年度当初予算では、1名分の夜間休日対応職員(非常勤専門職)配置が認められたものの、依然として深夜の出動や長時間の現場対応など、肉体的かつ精神的な負担が大きいことから、正規職員の増員による人員体制の整備が喫緊の課題である。

(4) 児童の一時保護の対応

<現状又は課題>

- ① 一時保護所は中央及び飛騨子ども相談センターに限り設置されており、飛騨地域以外で保護した子どもは中央子ども相談センターの一時保護所へ移送することが原則となっている。
- ② 中央子ども相談センターは、平成30年11月の新築移転によって、一時保護所の受入れ定員が18名から30名へと拡張整備されたことに伴い、一時保護所の夜間運営に従事する非常勤専門職を新たに3名追加採用する必要があるが生じているが、1名しか確保ができず2名不足した状況(平成31年1月末現在)にある。
- 一時保護所の運営を担当する保護課の一般職7名は、労働基準法により宿直が週1回しかできないため、非常勤専門職の不足分を現員的一般職による宿直をもって補い続けるには限界がある。
- ③ このため、新築移転後の中央子ども相談センターにおいて、他の子ども相談センターからの措置児童の受け入れができないケースが発生している。
- ④ 一時保護所等への措置児童の移送は昼夜を問わず発生し、例えば警察など関係機関と一緒に臨むような困難事案は、初動から帰庁(又は帰宅)までが長時間対応となり、特に中濃又は東濃地域から中央子ども相談センター(岐阜市内)までの遠距離移送を伴う場合に職員の疲労が少なくない。
- ⑤ 中央子ども相談センターの一時保護所へ措置児童を移送した後においても、移送元の子ども相談センターの担当者は、当該児童の観察やケアのため、一時保護所との間を週2回程度往復している。
- ⑥ 飛騨子ども相談センターは、豪雪地域を含む広大な区域を管轄しながら職員が少人数のために代わりがきかず、緊急対応などに絶えず奔走しなければならないなど、地域性や小所帯機関ゆえに職員一人ひとりの負担が少なくない。さらに、小規模ながら一時保護所としての機能も有しているため、児童を一時保護した都度、平時の業

務に加え宿直が必要になるなど、平時とは異なる体制に切り替えなければならず、保護期間が長くなるほど所属全体が疲弊しやすい。

(5) 非常勤専門職の人材確保

<現状又は課題>

- ① 子ども相談センターの非常勤専門職について、業務の特殊性ゆえに、教員や警察官のOB、福祉行政経験者などを採用しているが、このような人材を当該子ども相談センターへ通勤可能な地域内において確保し続けるには限界があり、後継者の確保が困難となっている。
- ② 子ども相談センターの非常勤専門職の報酬水準は、他県の児童相談所における非常勤専門職に相当する相談員と比較したところ、総じて本県は高い報酬水準にあると考えられる。

非常勤専門職(相談員)の報酬水準

(監査委員事務局調査による37都道府県回答より)

<岐阜県>	児童虐待対応強化専門職	月額232,600円(日額換算14,538円)
	児童虐待対応専門職	月額211,200円(日額換算13,200円)
	要保護児童対応専門職	月額232,600円(日額換算14,538円)
	(※)	日額換算は週4日勤務と仮定して試算
<他都道府県>		月額により20万円を超える報酬の定めがあるのは東京都のみ。
		月額により岐阜県の報酬水準(日額換算)を超える定めがあるのは、福井県、奈良県及び沖縄県のみ(医師・弁護士・教授に係る報酬の定めを除く。)

(6) 児童福祉司等の人材育成

<現状又は課題>

- ① 児童虐待事案には、攻撃的な保護者への対応、虐待の危険度や緊急性の判断、親子分離の必要性の判断、必要な援助方針の策定、様々な関係機関との連携など、極めて高度な知識と技術が必要とするため、大学で社会福祉を専攻した者であっても、これらの知識や技術の習得には長期的研修と適切な指導が不可欠である。
- ② 専門性を高めるため、児童福祉司任用前講習会や児童福祉司スーパーバイザー研修など児童福祉法により義務付けられた研修以外にも、福祉関係団体が実施する任意の専門的研修があるが、後者については業務多忙等により参加できない職員も散見される。
- ③ 児童福祉司や児童心理司について、疲弊によるモチベーション喪失や離職が懸念されている。

(7) 外部人材の活用

<現状又は課題>

- ① 人事交流により教員が全ての子ども相談センターに2名程度配置され児童福祉司等として勤務しているほか、教員OBを非常勤専門

職として登用するなど、教育委員会との連携が図られている。

② 警察との密な連携を確保するため、全ての子ども相談センターにおいて警察官OBが非常勤専門職等として登用されている。

③ 法律相談のほか法的業務などの対応のため、岐阜県児童虐待対応弁護士会からの委託により弁護士が、中央子ども相談センターに週1日、中子ども相談センターに隔週1日勤務している。さらに、平成31年度からは、弁護士が西濃及び東濃子ども相談センターに隔週1日、飛騨子ども相談センターに月1回勤務する体制を構築することとしている。

【監査意見】

- (ア) 児童福祉司の配置人数について、平成30年度においては児童福祉法施行令に定められた基準を満たしているが、新強化プランで示された2022年度（平成34年度）までに達成すべき配置基準（児童相談所管轄区域人口3万人あたり児童福祉司1人以上）の早期達成を図らねばならない。
- (イ) 児童心理司及び保健師についても、昨今の社会情勢に鑑み、児童や保護者に寄り添った十分な支援を行うことができるよう、新強化プランに示された配置人数に関する基準の達成に向けて、増員又は新たな配置に取り組んでいく必要がある。
- (ウ) ワーク・ライフ・バランスへの配慮など働き方改革が求められている昨今の社会環境を踏まえ、子ども相談センターにおいても時間外勤務の縮減を加速していく必要がある。特に一時保護所を運営する中央及び飛騨子ども相談センターにあつては、労働基準法第36条に基づく協定が締結されているが、平成30年6月から36協定で定める時間外労働時間に罰則付きの上限（月45時間・年360時間）を設ける同法の一部改正が行われたことにも留意して、時間外勤務縮減に向けて人員体制等を強化していく必要がある。
- (エ) 中央子ども相談センターの一時保護所について、定員が30名に拡張整備された新築移転のメリットを生かし、他の子ども相談センターからの措置児童の受入要請に十分に 대응することができるよう、一時保護所の運営に係る人員体制を速やかに強化しなければならない。
- (オ) 飛騨子ども相談センターについて、豪雪地帯を含む広大な区域を管轄しながら職員が少人数のために代替要員の確保が難しく組織運営にゆとりがない中で不測の事態にも即応しなければならないという状況にある。新強化プランによる児童福祉司等の増員に加え、一時保護所の円滑な運営などに資するための職員の増員や地域性を考慮した職員の増員が必要である。

(カ) 児童福祉司や児童心理司について、法定研修のほか、専門性を高めるための任意の専門的研修についても、積極的な要請に向けて配慮するとともに、児童虐待以外の他の福祉行政分野についても経験を積む機会を与え、将来の子ども相談センターの業務遂行に資するよう配慮していく必要がある。

(キ) 職員が心身の疲弊によるバーンアウト・シンδροムに陥ることを防止するとともに、仕事と出産、育児などが両立できるように、若い職員が安心して働きやすい職場環境となるよう配慮されたい。

2 施設・設備について

(8) 公用車などの充実

＜現状又は課題＞

① 臨宅による児童の保護など公用車の使用が望ましい緊急対応事業が複数発生した場合、公用車が足りず、自家用車を使用せざるを得ない場合がある。

【表9】公用車の保有状況（平成30年9月1日現在）（単位：台）

種別	中央	西濃	中濃	東濃	飛騨	合計
軽	2	1	1	1	2	7
コンパクト	2	1	2	3	1	9
ミニバン	1	1	—	—	—	2
合計	5	3	3	4	3	18

- ② 児童移送時に、兄弟姉妹の人数や身の回りの荷物の量に応じて、ミニバン等の車両が必要な場合がある。
- ③ 住宅密集地などへの臨宅にあたり、取り回しや駐車が容易な小型車両が必要な場合がある。

(9) 施設の整備

＜現状又は課題＞

各子ども相談センター（新築移転した中央子ども相談センターを除く。）の事務室が手狭になっている中、今後、職員の増員に伴い執務スペースが確実に不足することが予想されるため、業務に支障を来たさないよう、計画的な庁舎改修工事が必要となる。

【監査意見】

- (ア) 地域性や相談対応事業の傾向など、各子ども相談センターのニーズに応じた公用車の台数及び車種の確保に配慮されたい。
- (イ) 今後、職員の増員に伴い執務スペースの不足が確実に発生するほか、

3 業務のあり方について

(10) 電話による専用相談窓口

<現状又は課題>

- ① 県全域の児童や家庭を対象とした電話による専用相談窓口「子ども・家庭 110 番」が、平成2年から中央子ども相談センターに開設されており、非常勤専門職の相談員が、児童虐待に限らず養護、不登校、交友関係、教育など様々な内容の電話相談に応じている。
- ② 電話相談の受付件数は、過去十年間をみると概ね年間 1,600 件から 2,000 件の間で増減を繰り返しているが、総じて児童虐待に関する相談や緊急性のある相談の割合が低く、平日(8:45~21:00)の夜間や土曜日(8:45~17:00)は電話が少ない傾向が見受けられる。
- ③ 児童虐待に関する電話相談窓口としては、「児童相談所全国共通ダイヤル 189」が平成27年度から運用が始まり、平成31年度からは通話料の無料化が予定されているなど充実が図られてきている。
- ④ 「ユールぎふ」(岐阜市子ども・若者総合支援センター)に代表されるように、市町村においても子育て支援などの一環として、電話による相談窓口の充実が図られつつある。

(11) 保護児童の移送

<現状又は課題>

- ① 深夜の遠距離移送に従事した職員が、翌日も別の予約相談や緊急対応に追われ、十分な休息をとることができないまま公用車を運転し、交通事故を起こしたケースもあり、労務管理上、今後も遠距離移送に起因する交通事故の発生が懸念されている。
 - ② 一時保護所等への措置児童の移送は昼夜を問わず発生し、例えば警察など関係機関と一緒に臨宅するような困難事例は、初動から帰庁(又は帰宅)までが長時間対応となり、特に中農又は東濃地域から中央子ども相談センター(岐阜市内)までの遠距離移送を伴う場合に職員の疲労が少なくない。
- (7ページ「(4)児童の一時保護の対応 ④」から再掲)

(12) 情報管理の一元化

<現状又は課題>

- ① ケース記録など個人情報が含まれる関係書類の外部持ち出しは、置き忘れや紛失などによる個人情報流出のリスクと背中合わせのため、職員は臨宅時であっても携行を控えている状況があるが、ケース記録等の外部持ち出しに関する取扱いが必ずしも明確になっていない。
- ② 夜間・休日など勤務時間外に児童虐待に関する通報を受けて、目視による児童の安否確認に越ぐ場合は、自宅待機している当番職員は原則として一旦事務所に登庁し、児童相談支援システムの記録や関係行政機関への確認などにより当該児童や家庭に関する情報を可能な限り把握したうえで現地に越ぐため、安否確認を行うまでに一定の時間を要さざるを得ない。
- ③ 虐待児童の怪我の程度など臨宅時に得た情報を子ども相談センター内部や関係行政機関と必要に応じてリアルタイムに情報共有できれば、より迅速かつ的確な対応・判断に生かすことができる。

(13) 関係機関との連携

<現状又は課題>

- ① 県は警察と平成28年度に児童虐待事例の情報共有に関する協定を締結し、平成30年6月からは、虐待の早期発見と重篤化の防止のため、全ての虐待情報を共有している。
- ② 警察との密な連携を確保するため、子どもの保護に関する合同訓練、合同訪問等を行っている。
- ③ 平成30年9月に医療機関向けの「児童虐待対応基本マニュアル」を策定するとともに、県内の全医療機関に配布し、虐待が疑われる子どもを診療した場合は子ども相談センター等に通告するよう、医療機関との連携に取り組んでいる。
- ④ 教育委員会の担当者と合同会議を実施するなど、要保護児童生徒の情報共有に努めるとともに、学校で虐待が疑われる子どもを発見した場合は購読することなく通告するよう学校へ要請している。

【監査意見】

(ア) 夜間・休日における児童の安否確認などの緊急対応時に、迅速に情報を把握・共有し、的確な判断と対応に生かすことができるよう、スマートフォン又はタブレット端末を業務支援ツールとして導入するなど、ICTの活用による情報管理の一元化や業務の効率化について研究していく必要がある。

例えば、職員が公用のスマートフォン等を介して児童相談支援システム上の記録を確認することにより、勤務時間外に一旦事務所に登庁して確認する時間を省くことができ、対応の迅速化が期待できる。
 (イ) 被虐待児童に関する情報の流出は、当該児童を著しく危険にさらすおそれがあるため、ハード・ソフト両面から個人情報保護のセキュリティ対策に万全を期す必要がある。

4 むすび

本県においては、児童福祉司に関して児童福祉法施行令に基づく現行の配置基準（児童相談所管轄区域人口5万人あたり1人以上）を達成しているとして、各子ども相談センターを対象に監査を行ったところ、専門性を有する職員の不足に起因する様々な課題が見受けられた。

全ての課題が職員の増員をもって必ずしも解消されるものではないが、児童虐待に関して、子どもを虐待の危険から保護する「介入」機能と子どもや家庭に寄り添う「支援」機能の両方を子ども相談センターが十分に果たしていくためには、まずは職員の増員等による人員体制の強化が喫緊の課題と考えられる。特に児童福祉司等の増員にあたっては、国の新強化プランに示された配置目標の達成に向けて取り組んでいくこととなるが、配置目標に対する単なる数字合わせに陥ることがないように、現場の業務実態やニーズの把握と職員の資質の維持向上にも意を用いなければならない。

また、ひとたび亀裂が生じた家庭環境の治癒は容易ではなく、発生した虐待事案は長期的なモニタリングかつきめ細かな専門的ケアが不可欠となるため、県民にとって真に幸せな家庭環境の構築を支援していくためには、行政として「対処療法的な対策」だけではなく「発生子防的な対策」にも長期的かつ地道に取り組んでいく必要がある。

このため、健康福祉部だけでなく警察や教育委員会など関係機関が横断的に児童虐待防止について連携して取り組んでいくとともに、子どもや親の最も身近な場所において支援等を担う市町村との連携を一層強化していく必要がある。

児童や保護者に寄り添った支援の充実を図っていくためには、子どもの幸せを願い、親をはじめ子どもを取り巻く大人たちを支援し、昼夜を問わず過酷な場面にも真摯に取り組んでいる子ども相談センターの職員の熱意と使命感を尊び、部局の垣根を越えて子ども相談センターを支えていかなければならない。

<参考資料>

岐阜県の子どもの概要（本県における主務課：健康福祉部 子ども・女性局 子ども家庭課）
 18歳未満の子どもとその家族及び子どもとの関係する機関から、子育て、子どもへの発達、不登校、いじめ、虐待等あらゆる相談に応じて、共に考え、援助する。

業務の概要	中央子ども相談センター（昭和23年） 西濃子ども相談センター（昭和30年） 中濃子ども相談センター（平成14年） 東濃子ども相談センター（昭和27年） 飛騨子ども相談センター（昭和28年）
児童相談所の名称（設置年）	児童福祉法第12条
設置根拠	児童福祉法第12条

窓口の開設状況	【各子ども相談センター共通】 ・面談、前開 平日 8：30～17：15 平日 8：30～17：15 ・電話 平日 8：30～17：15 ※「子ども相談センター24時間虐待通報ダイヤル」及び「児童相談所全国共通ダイヤル（189）」は毎日24時間対応 ・FAX、メール 毎日 24時間
---------	---

【中央子ども相談センターにのみ開設】
 子ども・家庭電話相談室「子ども・家庭110番」
 <電話> 平日 日：8：45～21：00
 土曜日：8：45～17：00

【主ご相談対応業務に従事している児童福祉司及び児童心理司について記載】

児童福祉司	児童福祉司		児童心理司		合計
	男性	女性	男性	女性	
中央子ども相談センター	18	8	8	8	8
西濃子ども相談センター	8	3	2	4	2
中濃子ども相談センター	8	3	2	3	1
東濃子ども相談センター	8	3	3	3	3
飛騨子ども相談センター	4	1	3	1	0

岐阜県全体	養護		障害		育成		その他		合計
	養護	障害	非行	非行	育成	その他	その他		
127	1,510	3,294	174	899	165	6,072			
128	1,537	3,408	173	837	167	6,122			
129	1,626	3,467	174	615	127	6,039			

相談対応件数	養護		障害		育成		その他		合計
	養護	障害	非行	非行	育成	その他	その他		
127	611	1,136	93	115	49	2,004			
128	597	1,224	91	83	39	2,034			
129	586	1,357	62	118	42	2,147			
127	231	545	17	140	13	946			
128	289	570	27	147	20	1,033			
129	261	589	27	152	20	1,049			
127	228	679	29	143	16	1,085			
128	297	622	28	126	8	1,051			
129	350	564	32	138	14	1,098			
127	337	631	23	168	49	1,208			
128	242	702	14	182	69	1,209			
129	287	716	30	159	41	1,233			
127	133	303	12	333	38	819			
128	132	290	13	299	31	765			
129	160	241	23	78	10	512			

(※) 児童虐待に関する相談対応件数は「養護」に含まれる。

岐阜県監査委員告示第三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成三十一年三月二十九日

岐阜県監査委員	山 本 勝
岐阜県監査委員	太 田 維 久
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 本 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

I 平成30年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成30年度

(単位：件)

区分	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの※	未措置
	A	B	C	A-B-C
指摘事項	89	64	22	3
指導事項	99	77	22	0
検討事項	5	3	1	1
計	193	144	45	4

※ 「今回措置を講じたもの」については、平成31年2月27日、同月28日及び3月6日に知事等関係機関から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管

課に対して是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 平成30年度

(1) 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
東濃保健所	時間外勤務手当等の支給事務において、時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当を支給していたことにより、時間外勤務手当1件3,129円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	平成30年10月19日、支払不足であった3,129円を対象職員に支給した。 今後は、時間外勤務手当及び休日勤務手当に係る制度について理解を深めるとともに、人事課が平成30年4月に配布した時間外勤務手当等計算支援ツールを利用し、計算結果を複数人でチェックすることにより、再発防止に努める。
養護保健所	公務中に感染症患者搬送用カプセルを損傷させた1件の毀損事故（修繕料相当額723,600円）が発生していたので、職員への毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対し、備品の取扱いについて一層の注意を払うよう指導を行った。 感染症患者搬送用カプセルを使用した研修は年に1回実施していたが、今後は年に3回実施することとし、職員が経験を積み重ねる機会を増やし、スキルアップに努めることにより事故の再発を防止する。
精神保健福祉センター	時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに	平成30年8月21日の8月分給与支給時に、過私となっていた時間外勤務手当2件

<p>に措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 休憩時間を除いた時間について時間外勤務手当を支給すべきところ、これを含めて支給していたことにより、2件3,019円が過払となっていた。</p> <p>2 週休日に勤務命令により勤務した時間について、週休日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更を行っていないにもかかわらず、これを行ったとして時間外勤務手当を支給していたことにより、2件65,411円が支払不足となっていた。</p>	<p>3,019円については戻入し、支払不足となっていた時間外勤務手当2件65,411円については返給した。</p> <p>また、時間外勤務手当等の計算事務について、平成30年7月12日に人事課主催の研究を受講し、支給規定について再度確認した。</p> <p>今後は、時間外勤務手当の支給に当たり、関係規定に関する理解をより一層深めるとともに、「時間外勤務 休日勤務及び夜間勤務命令簿」と「週休日の振替等の通知書」との契合を厳密に行い、複数の職員によるチェック体制をさらに徹底する。</p> <p>毎月開催する職員会議において、雇用保険料の支出事務について説明した。</p> <p>今後は、雇用保険料の支出の決裁時に、複数の職員による契合及び確認を行うこととし、再発防止に努める。</p>
--	--

<p>機別名</p> <p>西濃農林事務所</p>	<p>監査結果</p> <p>時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間に休日勤務手当が支給される時間を加えた時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件1,678円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置</p> <p>過払分1,678円については、平成30年10月3日に主務課を通じて戻入(過年度収入調定)処理を行い、平成30年10月4日に戻入(収入)済みであることを確認した。</p> <p>今後は、人事課から配布された時間外勤務手当等計算ツールを活用し、時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給対象時間数並びに金額を確認するとともに、決裁時において複数名でのチェックを徹底することと再発防止に努める。</p> <p>事故直後にて、交通事故に関わった職員に対し、所属長から厳重注意し、今後の安全運転励行について指導した。</p> <p>あわせて、所属職員に対して職場研修を実施し、情報提供を行うとともに、交通安全に係る意識向上や交通事故防止の徹底を図った。</p> <p>今後は、継続的な取組として、定例の課長会議や職場研修を通じて、所属職員に交通安全に係る情報提供及び啓発を行い、交</p>
---------------------------	---	--

<p>患別農林事務所</p>	<p>公務中に正面を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料183,500円が支払われていたため、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>交通安全意識の涵養に努める。</p> <p>当該職員に対し、所属長から安全運転の励行について指導を行った。</p> <p>また、平成30年9月27日に恵那警察署による交通安全研修会を全職員対象に実施し、交通事故防止の徹底を図ったほか、毎週開催する課長会議等において、安全運転の励行及び交通事故防止の注意喚起を行った。</p>
<p>飛騨農林事務所</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、修繕料26,568円が支払われていたため、職員が交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>交通事故を起こした職員本人に対しては、所属長から厳重に注意するとともに、交通事故原因を踏まえて再発防止に努めるよう指導を行った。</p> <p>また、所内全職員に対しては、毎月開催の定例所内会議の場において、その月に応じた交通安全テーマを議題にするなど、公用車の安全運転及び交通事故防止の周知徹底を行った。</p> <p>交通事故等を起こした職員が公用車を運転する際には、ドライブレコーダーを装着させたほか、全職員を対象としたトレーニングセミナー(安全運転や法令の知識に関するテスト)、交通安全運転研修(運転適性検査及び外部講師を招いた講演)、初めて公用車を運転する職員対象の所内検定、他団体主催の交通安全研修への参加など、全職員の安全運転の意識向上を図り、交通事故防止を図った。</p> <p>今後も、更新する公用車にドライブレコーダーの装着を進め、公用車の鍵を借りる職員に対し「気をつけて」等の声をかけるほか、引き続き所内会議、課長会議、各種交通安全研修等のあらゆる機会をとらえ、交通事故防止について徹底を図る。</p>
<p>中山間農業研究所</p>	<p>時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件2,194円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>過払となっている2,194円について、主管課を通じて、過年度収入処理を行い、平成30年12月27日に当該職員から県に納入されていることを確認した。</p> <p>今後は、「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」と「週休日の振替等」の通知</p>

<p>書』との突合を厳密に行い、また、人事課から各所属宛てに配布された時間外勤務手当等計算支援ツールを活用し、支給割合を十分に確認するとともに、決算時に複数人によるチェックを徹底することにより、再発防止に努める。</p>	<p>水工事を実施し原因の除去を行った。 今後も落石等による道路事故防止に向け、普段の道路パトロールや、道路維持修繕の委任事業者及びメンテナンスサポーターからの報告等により、早期発見・早期対応を徹底し、引き続き事故防止に努める。</p>									
<p>県土整備部</p> <table border="1"> <tr> <th data-bbox="1133 224 1197 358">機関名</th> <th data-bbox="1133 358 1197 694">監査結果</th> <th data-bbox="1133 694 1197 1030">講じた措置</th> </tr> <tr> <td data-bbox="973 224 1133 358">郡土土木事務所</td> <td data-bbox="973 358 1133 694">道路管理上の1件の事故について、賠償金として142,495円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</td> <td data-bbox="973 694 1133 1030">落雪の原因となった樹木の枝について、道路に張り出ししている枝の幹の根本から剪定を実施した。 落雪による事故の防止に向け、道路パトロール時に樹木、ジュエツト、擁壁、トンネル等の落雪の発生しやすい箇所の点検及び対応並びに道路維持修繕業務委託（全面委託）による早期発見及び対応を徹底し、引き続き事故防止に努める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="718 224 973 358">可茂土木事務所</td> <td data-bbox="718 358 973 694">道路管理上の2件の事故について、賠償金として250,171円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</td> <td data-bbox="718 694 973 1030">損害賠償事故の原因となった危険箇所に対する再発防止の措置として、マンホールに生じていた段差による車体底部の破損事故については、マンホール周辺の舗装を行い、段差を解消した。 また、落石によるフロントガラスの破損事故については、網目の細かい落石防護ネットの設置及び落石注意看板の増設を行った。</td> </tr> </table>	機関名	監査結果	講じた措置	郡土土木事務所	道路管理上の1件の事故について、賠償金として142,495円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。	落雪の原因となった樹木の枝について、道路に張り出ししている枝の幹の根本から剪定を実施した。 落雪による事故の防止に向け、道路パトロール時に樹木、ジュエツト、擁壁、トンネル等の落雪の発生しやすい箇所の点検及び対応並びに道路維持修繕業務委託（全面委託）による早期発見及び対応を徹底し、引き続き事故防止に努める。	可茂土木事務所	道路管理上の2件の事故について、賠償金として250,171円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。	損害賠償事故の原因となった危険箇所に対する再発防止の措置として、マンホールに生じていた段差による車体底部の破損事故については、マンホール周辺の舗装を行い、段差を解消した。 また、落石によるフロントガラスの破損事故については、網目の細かい落石防護ネットの設置及び落石注意看板の増設を行った。	<p>高山土木事務所</p> <p>アスファルト補修材の調達に係る原材料費の支出事務において、調達した常温合材のうち、管内各地（事務所から遠隔地にある車庫等）に納品させた13トン分（25kg×520袋）について、納品検査を行うことなく代金が支払われていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
機関名	監査結果	講じた措置								
郡土土木事務所	道路管理上の1件の事故について、賠償金として142,495円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。	落雪の原因となった樹木の枝について、道路に張り出ししている枝の幹の根本から剪定を実施した。 落雪による事故の防止に向け、道路パトロール時に樹木、ジュエツト、擁壁、トンネル等の落雪の発生しやすい箇所の点検及び対応並びに道路維持修繕業務委託（全面委託）による早期発見及び対応を徹底し、引き続き事故防止に努める。								
可茂土木事務所	道路管理上の2件の事故について、賠償金として250,171円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。	損害賠償事故の原因となった危険箇所に対する再発防止の措置として、マンホールに生じていた段差による車体底部の破損事故については、マンホール周辺の舗装を行い、段差を解消した。 また、落石によるフロントガラスの破損事故については、網目の細かい落石防護ネットの設置及び落石注意看板の増設を行った。								
<p>下呂土木事務所</p> <p>道路管理上の3件の事故について、賠償金として206,135円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>	<p>公務中の3件の交通事故について、修繕料314,150円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p> <p>道路管理上の2件の事故について、賠償金として438,207円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p> <p>当該事故については、事故の原因を適切に把握するとともに、次の再発防止策を講じた。 落雪事故については、基準値を超える降雪を観測した場合にパトロールを実施し、雪庇落としを実施している。また、落雪のあった橋梁河側の橋門構の雪庇防護板に、滑雪シートを平成30年12月に設置した。 氷雪の滑落のあった斜面については、道路脇斜面の起伏をならし、雪崩防護柵を平成30年10月に設置した。 今後も、道路パトロール、道路維持修繕</p>									

<p>業務委託(全面委託)等での道路施設の損傷や危険箇所の早期発見と対応を徹底し、道路事故の未然防止に努める。</p>	<p>公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料15,711円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。</p>
<p>事故発生直ちに当該職員に対し、公用車の適切な使用について指導を行った。 また、課長会議、朝礼等機会あるごとに、公用車をはじめ物品の適切な使用及び管理を周知徹底し、職員の毀損事故防止の意識向上を図った。 今後は定期的に物品の管理について注意喚起を行い、毀損事故の再発防止に努める。</p>	<p>公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料15,711円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。</p>

機関名	監査結果	講じた措置
<p>教育委員会 高山工業高等学校</p>	<p>物品の管理事務において、プロジェクト一式など22件(取得価格計3,372,420円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められた。</p>	<p>亡失した物品については、物品処分等調査を作成し、物品一覧表から除却を行った。 また、職員会議において、亡失の事実、亡失に至ったと思われる原因、今後の物品管理の取組の重要性及び物品の管理責任について説明し、管理意識の向上を図った。 現物実査においては、現物確認の実施方法を再度全職員に周知し、現物確認の徹底、使用主任者による物品の移動及び遊休備品の確実な報告並びに事務担当者による報告内容の速やかな台帳処理を徹底した。 さらに、使用主任者及び事務職員間で手続の進捗等を共有するため、現物実査や更新等で物品の移動が生じる場合は、必ず書面にて報告を行うよう所属内での手続を周知するなど、適正な備品管理が行われる体制を確保し、再発防止に努める。</p>
<p>岐阜本巣特別支援学校</p>	<p>休日勤務手当の支給事務において、入力を失念していたことにより、2件56,472円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された。</p>	<p>支払不足となっていた休日勤務手当2件56,472円については、平成30年11月21日に追給を行った。 今後は、適正な手当支給を徹底するため、総務事務センターの提供する「時間外勤務手当等計算支援ツール」の活用とあわせ、「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」から「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務」から「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務」に転記し、適正な手当を支給するよう周知徹底を図るとともに、今後は適正に処理された。</p>

<p>夜間勤務計算簿」を作成した段階で事務部内(係長及び事務長)の決裁を受け、さらに入替与システム入力後、「時間外勤務手当一覧表(時間外情報送信結果リスト)」にて再度決裁(係長、事務長及び校長)を受けることで、複数回のチェックとすることにより、再発防止に努める。</p>

機関名	監査結果	講じた措置
<p>警察本部 岐阜南警察署</p>	<p>物品の管理事務において、防弾衣など4件(取得価格計305,842円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められた。</p>	<p>今回の固有物品の亡失事故について、署長、副署長及び会計課長から朝会時に全署員に対して説明し、再発防止のための手配を行った。 会計課から、固有物品の管理について、物品使用主任者だけでなく、使用職員も責任を持つこと、物品の保管場所を移動する際は、会計の物品管理担当者に対しても報告を徹底する等、物品の所在不明事故を防止するための指示手配を行い、また、固有物品の適正管理に資するため、物品使用者に物品管理の遵守事項及び物品所在場所が詳細に記載された物品台帳の写しを配布した。 今後は、四半期ごとに実施している固有物品点検の際に、固有物品の現物確認も併せて行うこととしている。</p>
<p>大垣警察署</p>	<p>公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として172,034円の費用負担が発生していた。また、公用車が1台盗車となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。</p>	<p>当該職員に対し、交通事故の原因、再発防止策及び交通事故がもたらす影響について、幹部による個別指導を行った。 全職員に対しては、朝会時に警務課長が交通事故事例を挙げて、具体的な事故防止のための注意事項を指示するとともに、職員によるヒヤリハット体験の発表や公用車100ゼロ交通事故の絶無を期するためのロールの唱和を出席者全員で実施し、職員の交通事故防止意識の醸成を図った。また、駐屯場内において、事故事例を再現して想定実車訓練を行い、運転技能の向上を図った。 今後は朝会等において、交通事故防止教育</p>

加茂警察署	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として112,676円の費用負担が発生し、また、修繕料76,032円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らわたい。	青を継続実施して安全運転意識の高揚を図り、再発防止の徹底に努める。 当該職員に対しては、個別に警務課長から事故原因を聴取して具体的な再発防止策の指導を行い、事故防止の重要性について認識させた。 このうち、原動機付自転車による事故に関しては、事故発生後に特定した加茂警察署独自の二輪車事故防止ルール（5則）の唱和を全職員で朝会時等に実施することにより、事故防止意識の高揚を図っている。さらに、二輪車を使用する職員を対象に、二輪車運転訓練を継続的に実施している。また、積載車両の事故に関しては、職務上当該車両を取り扱う職員に対し、適切な使用方法の教養を実施して、再発防止に努めている。
	事故処理業務中に、事故車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として23,760円の費用負担が生じていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らわたい。	当該職員に対しては、警務課長から事故発生時の状況や原因を聴取し、事故防止の重要性について認識させたほか、全職員に対しては、朝会時に地域課長から、カメラを取り扱う際は必ずネックストラップにより首から提げる等の教養を実施して、具体的な再発防止策の指導を行った。 以後も、事故現場等では最大限の慎重さを持って職務執行し、職員の事故防止に一層の徹底を図っている。

(2) 監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

機関名 高山陣屋管理事務所	監査結果 ノート型パソコンの修繕に係る支出事務において、見積書が徴収されていなかったため、今後は適正に処理されたい。	講じた措置 会計事務担当職員に対し、岐阜県会計規則(昭和三十二年岐阜県規則第19号)に基づいた適正な契約事務を行うよう指導を行った。 今後は、契約を含む会計事務全般において疑義が生じた場合は、出納管理課への確認を行うことを徹底し、同規則、同規則取扱要領等を遵守するとともに、内部けん制体制の整備を図り、適正な会計事務処理に
------------------	---	---

健康福祉部	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料60,480円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らわたい。	毀損事故を起こした職員に対し、ノート型パソコンの取扱いについて、細心の注意を払うよう指導した。 あわせて、事務用職員に対して、ノート型パソコンをはじめとした県有物品等の慎重な使用及び管理について周知徹底を図った。
-------	--	---

健康福祉部	監査結果	講じた措置
保健医療課	肝疾患診療地域連携体制強化事業の委託に係る検査事務において、検査調書を作成するべきところ、委託事業完了届の空白に検査済の旨及びその年月日に記載し、署名することによって代えていたものがあったため、今後は適正に処理されたい。	本案件を受けて、下記のとおり課内の事務処理体制の見直しを行った。 1 委託事業等の精算を行う際は、精算額が概算額の金額と同額であっても、精算報告書は管理調整係を経由すること。 2 概算を行った事業について一覧表を作成し、事業実施後の事務処理について確認を行うこと。 また、課内係長会議を開催し、委託事業等の履行確認検査後の処理について、岐阜県会計規則及び資料を用いて課内周知を徹底した。
飛騨保健所	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料2,841円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らわたい。	当該職員に対し、安全運転に対する意識の徹底と再発防止に努めるよう指導した。 また、全職員に対して事故の概要を説明し、交通法規の遵守及び安全運転の励行について周知徹底を図った。 今後も、定期的に職場研修等で職員に注意を喚起し、交通事故防止の徹底に努める。
身体障害者更生相談所	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料9,948円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らわたい。	事故発生後速やかに所属職員に対し、事故発生原因及び事故を起こした場合に必要な対応について周知し、毀損事故防止対策について注意喚起を行った。 今後も、職場研修等によりパソコン等の物品の適切な取扱いについて周知徹底し、毀損事故の再発防止に努める。
わかあゆ学園	社会生活適応訓練等に必要資金(扶助費)を在園児童に対して支出しているが、支出後においても生活訓練の円滑な実施及	毎月開催する職員会議において、生活訓練として買い物指導を行う場合の取扱事務について説明し、買い物指導を実施した後

<p>の教育上の効果的な指導の必要性から、職員が公務の一環として当該資金を管理している。</p> <p>当該資金については、「わかあゆ学園生活訓練費使用実施要綱」及び「わかあゆ学園 修学旅行生活訓練費使用実施要綱」に基づき取り扱うこととなっているが、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 生活訓練費を買い物指導に使用した後、在園児童別の生活訓練費台帳に記入し、レシートを添付して残金を確認したうえで、速やかに在園児童の通帳に入金することとされているが、入金が遅れていたものがあった。 通帳への入金後は、速やかに通帳とともに生活訓練費台帳に決裁を受けることとされているが、決裁を受けていないものや、決裁を受けているが入金の遅れが見過ごされているものがあった。 	<p>は、生活訓練費台帳に記入し、レシートを添付するとともに残金を確認し、速やかに、通帳に残金を入金の上、通帳とともに生活訓練費台帳に決裁を受けるように周知徹底した。</p> <p>今後は、複数の職員で買い物指導の進捗状況を把握し、残金を通帳へ入金すること及び生活訓練費台帳に決裁を受けることが滞らないように担当職員に声かけ等を行い、再発防止に努める。</p>
---	--

<p>機別名 飛騨農林事務所</p>	<p>監査結果 物品の管理事務において、簡易型土壌水分計1件(取得価格79,800円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。</p>	<p>講じた措置 当該物品については、総合財務会計システム上の物品一覽表から除却し、平成30年4月12日付けの出納事務局からの通知に従い、物品の総点検を実施し、平成30年8月30日付けで会計管理者へ岐阜県会計規則第203条に基づく事故報告を行った。</p> <p>また、所内会議等を通じて、全職員に対し注意喚起を行うとともに、物品の管理責任、職員の賠償責任等について周知を図った。</p> <p>今回の物品の総点検に基づき、物品の使用主任者及び所在場所を正しく登録変更するとともに、物品ごとの写真を掲載した台帳を作成して、使用主任者に配布し、物品の適正管理に取り組んだ。</p> <p>今後は、物品一覽表との不整合が発生しないよう管理を徹底し、再発防止に努める。</p>
------------------------	--	---

<p>奥土器備部</p>		
<p>機別名 岐阜土木事務所</p>	<p>監査結果 道路管理上の4件の事故について、損害賠償金として31,423,994円の費用負担が発生していたので、道路ストロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>	<p>講じた措置 事故の原因となった危険箇所について、次の再発防止策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 舗装の補修 法面の点検 浮石の除去 <p>今後も道路ストロールの強化を図るとともに、「社会基盤メンテナンスサポーター」制度によるサポーター(民間人106名)からの危険箇所等の情報収集や、職員による歩道、トンネル、落石危険箇所、街路灯等の計画的な点検等により、道路事故の未然防止に努める。</p>
<p>大垣土木事務所</p>	<p>道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として92,471円の費用負担が発生していたので、道路ストロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>	<p>事故後、速やかに舗装の穴まこを補修した。</p> <p>こうした事故が発生しないよう、従来の定期的な道路ストロールに加え、公用車に補修用台車を常備し、職員の出陣時にも穴まこを発見した際には直ちに補修するなど、事故の防止に努めている。</p>
<p>掛妻土木事務所</p>	<p>公務中にノート型パソコン等を損傷させた2件の取替事故について、修繕料81,000円が支払われていたので、職員の取替事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>当該職員に対し、ノート型パソコンをはじめとした電子機器等の取扱について一層の注意を払うよう指導を行った。</p> <p>また、所内課長会議及び所内メールにて、パソコン等の具有物品の適切な管理及び取扱について改めて周知徹底を図った。</p>
<p>下呂土木事務所</p>	<p>一般県道下山名丸線の防災工事において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 当該工事のための用地を取得する前に、道路区域の変更の公示を行っていなかった。 平成30年3月27日の当該工事完了後、供用開始の公示を行っていなかった。 	<p>一般県道下山名丸線の防災工事に係る道路区域変更及び供用開始について、平成30年11月6日付け岐阜県告示第519号及び第552号で公示を行った。</p> <p>今後は、丈量測量を行った際に区域変更の必要性を確認することを徹底し、用地買収前に区域変更を必ず行うようにする。</p> <p>さらに、工事完了後確実に供用開始の手続きを行うため、要供用開始箇所一覽表を作成し、関係課と共有を行う。</p> <p>今後は、公用車の更新に限らず、物品等の調査においては、公金の重みを深く認識</p>
<p>高山土木事務所</p>	<p>公用車の調査において、約1か月の間に電子調達を利用して随意契約によることが</p>	<p>今後は、公用車の更新に限らず、物品等の調査においては、公金の重みを深く認識</p>

<p>できる少額の契約を3回締結し、同じ相手から同じ小型貨物自動車3台を購入していた。3台をまとめて発注していたならば、より安価に購入できた可能性があることから、今後はスクールメリットを生かした発注に努められたい。</p>	<p>し、経費の削減や計画的な調達を徹底する。また、公金を扱うことに対する職員一人ひとりの意識向上を図るため、課長会議等において注意喚起を行い、効果的かつ効果的な調達に努める。</p>
<p>長良川上流河川開発工事事務所 外付けハードディスクの管理事務において、職員は「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」で許可された利用期間を超えて外付けハードディスクを利用してはならないが、解除に係る取扱管理者確認欄に押印があるにもかかわらず実際には返却しておらず、利用期間を3か月以上超過して利用していたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>外付けハードディスクについては、利用期間を適正とするよう改めた。</p>

教育委員会	機関名	羽島北高等学校
<p>合併処理浄化槽保守点検及び放流水本質検査業務委託に係る契約事務において、契約書に完了検査の時期及び支払の時期が具体的に記載されていたにもかかわらず、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>平成29年度及び平成30年度に締結した委託契約について、再確認したところ、他の案件について同様の記載漏れはなかった。今後は、担当者、係長、出納員など複数人によるチェックを徹底することで、適正な事務処理に努める。</p>	
<p>SDカードの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 利用していないSDカードは情報セキュリティ取扱管理者が一括して保管及び管理すべきところ、情報セキュリティ取扱管理者以外の者がこれを行っていた。 2 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員がSDカードを利用していたものがあつた。 3 SDカードを廃棄する場合は、「その他の外部記録媒体管理台帳」に廃棄日時等を記載することとなっているが、これを行っていないがあつた。</p>	<p>SDカードの保管場所を変更し、情報セキュリティ取扱管理者である教頭が一括して管理を行うよう改善を図るとともに、定期点検後の職員会議において、外部記録媒体の適正な使用について職員全員に周知徹底を図った。 今後は、情報セキュリティ取扱管理者による定期的な管理状況の確認と、職員が外部記録媒体を使用する態度、使用記録簿への記載が必要であることを注意喚起することにより再発防止に努める。 また、外部記録媒体を廃棄する際は速やかに管理台帳に記載することを今後も継続して注意喚起し、適正な事務処理に努める。</p>	

岐阜各務野高等学校	<p>1 平成30年度の物品総点検時に、指摘を受けた92件の不適合の原因を確認した。その結果、9件（取得価格計1,306,739円）は現物を確認、31件（取得価格計4,445,300円）はすでに廃棄済みであるが物品一覧表からの除去漏れであることが確認された。また、34件（取得価格計809,634円）は取得価格が5万円以下であることから、消耗品への分類換えを行った。残る18件（取得価格計3,015,902円）に平成30年度の物品総点検で新たに不適合が判明した11件（取得価格計2,419,542円）についてヒ失として処理し、岐阜県会計規則第203条に基づき事故報告を行った。</p>	
<p>物品の管理事務において、平成29年度の現物実査について次の不適正な事項が認められたので、速やかに対応するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 現物と物品一覧表との突合ができない物品が92件（取得価格計9,577,584円）見受けられ、その不突合の原因を確認してはなかった。 2 現物と物品一覧表との突合ができたとしている物品のうち、広告用品、パネルセットは枚数管理ができていないため、現物が全て存在しているかを確認することができなかった。</p>	<p>2 パネルセットについては枚数を確認し、現物が全て存在していることを確認した。 今後は、物品の移動や廃棄を行う場合は事務部へ事前で書面で申請することを徹底するとともに、物品の適正な管理について職員会議で周知を行い、物品一覧表との不突合が生じないように再発防止に努める。</p>	
岐阜本巣特別支援学校	<p>公務中にノート型パソコンを損傷させた3件の毀損事故について、修繕料221,794円が支払われていた一方で、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>物品は、県の大切な財産であることを認識し適切に管理する必要があることを、「県立学校における物品管理のてびき」を活用して、職員会議にて事務長から全教職員に対して研修を行った。 今後も職員会議、朝会、終礼等機会あるごとに周知を行い、毀損事故の再発防止に努める。</p>
飛騨特別支援学校	<p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料65,016円が支払われていた一方で、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>本校において前年に続いてノート型パソコンの毀損事故が発生したことから、職員会議において重ねて物品の貴重な取扱いについて周知徹底した。 今後は、生徒の規範となる教員としてのあるべき物品を取り扱う姿勢や、物品使用時における管理責任を常に意識して業務を執行を行うことについて定期的に注意喚起</p>

		し、再発防止の徹底を図る。	
警察本部			
機関名	監査結果	講じた措置	
岐阜南警察署	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として12,110円の費用負担が発生し、また、修繕料79,526円(うち相手方負担分66,173円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。	事故当事者である職員に対し、車両運転技能訓練を実施した。 また、朝会時に署員に対して、署長、副署長及び警務課長から交通事故事例を踏まえた安全確認の励行、後退時の降車安全確認等の制作者の責務としての安全確認の徹底を指示した。 さらに、交通安全課からCRT運転適性検査器を借り受け、全署員について運転適性検査を実施し、職員自らの運転の癖を客観的に把握することで、安全運転意識の向上を図り、交通事故防止に関する「基本ルール」の指導を継続して実施し、交通事故防止の徹底を図る。	
海津警察署	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料91,584円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られた。	当該職員に対しては、ノート型パソコンの取扱いについて具体的な再発防止策の指導を行い、その後の改善状況を警務課長が確認した。 全職員に対しては、署長及び会計課長が朝礼等において今回の事案を周知し、パソコンの取扱いについて細心の注意を払うよう指示した。 今後も、物品の適切な取扱い及び管理の指導教養を継続的に実施し、再発防止の徹底に努める。	
大垣警察署	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料61,776円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られた。	当該職員に対し、ノート型パソコンの取扱いについて、一層の注意を払うよう指導を行い、その後の改善状況を警務課長が確認した。 全職員に対しては、朝会において、警務課長が事案の概要や損傷により警察活動に与える影響等を説明するとともに、パソコンを使用する周辺の整理整頓を指示した。 引き続き、物品の適切な取扱い及び管理方法を周知徹底し、再発防止に努める。	
高山警察署	公務中にノート型パソコンを損傷させた	当該職員に対しては、生活安全課長がパ	

1件の毀損事故について、修繕料91,584円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られた。	パソコン使用時における注意事項を、その他の職員に対しては、警務課長が朝会や例会時に当該事故の概要について説明して、同種事故の再発防止の徹底を図った。 また、適正な備品管理意識を喚起するため、パソコンの毀損事故防止の教養資料を全職員に配布する等、再発防止に努めている。
---	--

(3) 監査結果 (検討事項) に基づき講じた措置
県土整備部

機関名	監査結果	講じた措置
河川課	水質事故対応のための実践的なマニュアル等を作成するとして、既存の「県土整備部水質事故対応要領」(以下「要領」という。)を基にした「水質事故発生時の対応フロー」(以下「フロー」という。)を作成し、平成30年4月6日付けで各土木事務所長に通知している。この取組は、「岐阜県事務事業細則」(以下「細則」という。)の「水質事故対応」の一環でもあり、結果として水質事故対応の業務の流れが簡潔に整理され、水質事故対応の実務にあたる職員にとっては、その業務の全体像を理解しやすくなったと考えられる。 しかし、このフローは、既存の要領を基にして作成されているため、要領を補完するものではない。また、水質事故対応の現場でどのようなマニュアルが必要とされているかといった調査を踏まえて作成されたものではなく、実務における具体的な手法や手順なども記載されていない。 これらのことから、実践的なマニュアル等の作成については改善の余地がある中で、実際に水質事故対応にあたる職員の知見なども踏まえ、どのようなマニュアルが現場で必要とされているかを十分に調査して、より一層、実践的なマニュアル等を整備して実務に活用されるよう検討されている。	実際に水質事故対応に当たる土木事務所の職員の知見を踏まえ、現場でのより実践的な事故対応となる「岐阜県水質事故対応マニュアル(河川管理者)」を作成し、平成31年3月1日に各土木事務所へ通知した。 今後は、当該マニュアルを実務に活用し、より一層、迅速な事故防止対策に努める。

岐阜県監査委員告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県公安委員会委員長から行政監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成三十一年三月二十九日

岐阜県監査委員	山 本 勝 敏
岐阜県監査委員	太 田 維 久
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 本 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

1 平成29年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

テーマ名	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの※	未措置
地域防災計画等において具が備蓄・整備することとしている物資及び資材について	A	B	C	A-B-C
	19	7	3	9

※「今回措置を講じたもの」については、平成31年2月27日に公安委員会委員長から通知があったもの

2 行政監査の結果に基づき講じた措置

機関名	監査結果	講じた措置
警備第二課	燃料又は乾電池（以下「燃料等」という。）で移動する機材（発動発電機、灯油ストーブ、ランタン、拡声器）について、燃料等が当該機材と一体的に備蓄されていないものがあるため、災害時に迅速に機材を稼働できるよう、応急用の燃料等の機材との一体的な備蓄又は発災時の確実な調達方法について検討された。	ランタン用の単一アルカリ乾電池300本をランタンの保管場所へ搬送一時的な備蓄に変更した。 燃料は、経時品質変化が起ること、また一定量以上の貯蔵には専用の施設が必要となることを踏まえて、迅速な救出救助活動に必要な発動発電機用の燃料のみ備蓄する。 発動発電機用燃料は、発動発電機2台分の燃料満タン分に相当する1リットル入りガソリンの缶詰8缶を購入した。今後は缶詰の品質保持期限3年を目安に更新する。 灯油ストーブ用の燃料は、機動隊で暖房用に貯蔵している灯油から調達を行う。 発災時の確実な調達方法については、警察本部機動隊庁舎敷地内の警察車両専用の給油施設を活用するほか、岐阜県の「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」や岐阜県警察が民間事業者と締結している「災害警備活動に必要な物資の調達に関する協定」、「災害時における物資供給に関する協定」にて燃料等の確実な調達を図る。 当該施設については、平成25年度に「現行機能を活用して、基幹的災拠点として利用するもの」として、不要となった電算用の無停電電源装置の撤去、老朽化した非常用発電機の蓄電池の交換等を行っていることから、新たな施設の機能や設備
	警察緊急指揮所は、搬出入に使用するエレベーターや作業用の搬出入口がなく、また荷造りや仕分け等の屋内作業スペースも狭く、物資及び資材の備蓄規模から考えて、ノート面の機能不足が見受けられるので、備蓄分散を図って当該施設を利	

<p>用していくのか、それとも集約化を図って機能を強化していくのか、備蓄のあり方と併せて検討された。</p>	<p>の補給は、考えていない。 備蓄物資については、建て替え新築する警察署に併せて整備される災害装備品倉庫や既設の機動隊等の施設への分散配置を行っている。 高山警察署が平成30年10月に新築供用開始し、同様に7機動プロック用の災害装備品倉庫が併設されたことから7機動プロック用の非常食や装備品を搬入し、分散配置を実施した。 旧警察緊急指揮所（関市内）については、運搬用台車を各階に1台購入配備し、災害装備品等の搬入搬出作業の効率化対策を講じた。</p>
<p>非常食について、賞味期限が到来する物については適正に補充されているが、大量に発生した賞味期限切れの物が泳遊艇のままで保管スペースを圧迫しつつある。今後も一定のサイクルで発生することを確実であるため、廃棄規制に向けた賞味期限前の有効活用について検討されたい。</p>	<p>非常食の有効活用方策としては、職員が非常時に自活するための食事であることから、期限切れ前に出動部隊員をはじめとする警察署員に配布して、非常食に譲渡させることとした。平成30年度は、8月に本部内所属に非常食1,066食を配分した。毎年度、非常食の試食を訓練の一環として定着化を図り、期限切れによる廃棄を無くしていく。</p>

公 示

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
七 宗 地 区	七 宗 町 役 場	平成三一・四三・二六九

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏 名	住 所
高須輪中土地改良区	平成三〇・三・九	監事	伊 藤 隆 行	海津市海津町札野 四九九番地一

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第

四(十号)第十一卷の規程にちび、次のとおり改正をなすこととする。

平成三十一年三月二十九日

岐阜県田中 謙

- 1 調達物品の名称及び予定数量 無鉛ハイオクガソリン 47,500 L
無鉛レギュラーガソリン 531,500 L
軽油 30,500 L
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成30年12月20日
- 4 落札者を決定した日 平成31年1月31日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市長住町十丁目1番
日通商事株式会社岐阜営業センター
所長 大澤 克己
- 6 落札金額 95,335,518円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係
(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

田 中

(校正済み)

平成三十一年三月十五日第31311号 目次一四一頁上段前から四行目中「主要業務産物」を「主要農作物」の誤り。

平成三十一年三月十二日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐阜文芸社